平成27年度 第3回文京区バリアフリー基本構想策定協議会

議事要旨

日 時: 平成27年11月9日(月) 午前10時00分~12時00分

場 所:文京シビックセンター24階 第一委員会室

出席者:委員27名(うち代理6名)、幹事10名、傍聴7名、事務局5名

〇文京区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

NT	区分		委員所属及び氏名		ШЬ
No.			所 属	氏 名	出欠
1	24.44	√2 EA-¥-	岩手県立大学 総合政策学部 教授	元田 良孝	出席
2	学識経験者		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	出席
3		障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	出席
4			文京区肢体障害者福祉協会	小西 慶一	代理
5			文京区内部疾患友の会	齊田 宗一	出席
6			文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	出席
7			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	出席
8			文京区家族会	大門 勝	欠席
9			文京区知的障害者(児)の明日を創る会	佐藤 澄子	出席
10	区民	高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子	出席
11		商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉	欠席
12		町会	文京区町会連合会	諸留 和夫	出席
13		地域員	文京区民生委員児童委員協議会	下田 和惠	欠席
14		公募		神沼 敏裕	出席
15		公募		八文字 嘉子	欠席
16		公募		井本 佐保里	出席
17		公募		加藤 香織	欠席
18	関係行政	玉	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	松本 敦	出席
19	機関	東京都	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	谷崎 馨一	代理
20		国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	蓜島 洋伸	出席
21	施設管理者	都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦	出席
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一	出席
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功	出席
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良	代理
25			富坂警察署 交通課長	髙髙 勝久	出席
26	交通	警視庁	大塚警察署 交通課長	藤山 一哉	出席
27	管理者	日 12c/ 1	本富士警察署 交通課長	恒吉 忠弘	代理
28			駒込警察署 交通課長	永田 和美	出席
29		地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	亀山 勝	代理
30	交通	_ ,	東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	生越 啓史	代理
31	事業者	都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	和田 明	出席
32		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光	出席
33	関係	事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月修	欠席

〇文京区バリアフリー基本構想策定協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名	出欠						
1	文京区企画政策部長	佐藤 正子	出席						
2	文京区福祉部長	藤田 惠子	出席						
3	文京区都市計画部長	中村 賢司	出席						
4	文京区土木部長	中島 均	出席						
5	文京区企画政策部企画課長	竹越 淳	出席						
6	文京区アカデミー推進部観光・国際担当課長 兼務 アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	熱田 直道	出席						
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸	出席						
8	文京区福祉部障害福祉課長	須藤 直子	出席						
9	文京区都市計画部都市計画課長	鵜沼 秀之	出席						
10	文京区土木部管理課長	小野 光幸	出席						

会議次第:

- 1 開会
- 2 議題
- (1) 文京区バリアフリー基本構想の素案について
- (2) その他
- 3 閉会

配付資料:

- 次第
- · 協議会委員名簿
- ・資料1 文京区バリアフリー基本構想 (素案)
- 心のバリアフリーワークショップについて
- ・「文京総合福祉センター祭り」チラシ

議事要旨:

- 1 開会
- 都市計画課長により開会。
- 資料の確認。
- ・事務局より委員、幹事の出席状況等の報告。

大門委員、野上委員、下田委員、八文字委員、加藤委員、望月委員、小西委員(中村代理が出席)、 谷崎委員(植村代理が出席)、橋本委員(富田代理が出席)、恒吉委員(由井代理が出席)、亀山委員(長 谷部代理が出席)、生越委員(藤塚代理が出席)が欠席。

2 議題

元田会長:皆さん、おはようございます。さっそく議題に入りたいと思います。本日の議題は、文京区 バリアフリー基本構想の素案についてとその他となっております。それでは、議題 1 について事務局 より説明をお願いいたします。

(1) 文京区バリアフリー基本構想の素案について

・事務局より資料1を説明

元田会長: ありがとうございます。ご質問等があればお願いいたします。

諸留委員:素案の中で、年の表示は平成になっていますが、若い人は西暦の方がわかりやすいと思います。オリンピックについては西暦で書いています。どちらがいいかはわかりませんが、気になるところです。

事務局:私たちも表記するときには迷うところではありますが、行政文書の表記としては元号で表記するというのが一定のルールとなっています。オリンピックの表記については一般的に西暦が用いられているので、共存する形になってしまいますが、西暦としています。

元田会長:明文化された取り決めは無いようですが、役所では一般的に元号で記載するようになっているようです。分かりやすいように併記する方法などもありますので検討していただければと思います。

吉田委員: 視覚障害者誘導用ブロックの敷き方について、建築物の場合は出入口から受付までの経路に 敷設し、そこからは人的サポートで対応する、という記述がありますが、受付まで敷けばいいのでしょう、というふうに捉えられてしまうことを懸念します。そうではなく、最低でも受付まで敷くこと、 という意味で伝わるように記載方法を考えてほしいと思います。

事務局: それぞれの人が目標とする窓口等まで誘導することが理想であるとは思いますが、現行のガイドラインでは受付まで敷設することとなっています。今回の配慮事項では、より積極的に連続的な誘導に配慮していただけるように記載しているものです。

三宅委員:交通局の方にお伺いします。以前バスに乗ったとき、ベビーカーはたたんで乗せてくださいと表示がありましたが、今はそういう貼り紙はしてあるのでしょうか。

和田委員:混んでいるときはたたんでいただくように記載したステッカーを貼っています。それ以外の 時はそのまま乗っていただいて問題ありません。

三宅委員:乗客の方が赤ちゃんをあやしてくれたりして心が和む様子も見られ、心のバリアフリーの場となっています。バスが止まるまで座ったまま待つように、との貼り紙も、バス会社の配慮にありがたいと思っています。周りの方が心を配っていただいている様子も見受けられ、大変良いことだと思っています。こういう形で心のバリアフリーが徹底されると、高齢者や障害者も安心して行動できると思います。杖をついている方は、鈴の音などがすると混雑しているときなども気付くことができ、周りも配慮できてよいのではと思っています。自転車のベルは鳴らしてはいけないことになっていますが、場合によるのではと思いますがいかがでしょうか。

元田会長:歩道で自転車のベルを鳴らしてはいけないのは法律上決められていることです。

佐藤委員:39ページの心のバリアフリーに関する区の取組について、リーフレットなどを教材に使っているとのことでしたが、国立の附属学校などでもこういうことをしているのでしょうか。

事務局:国立小学校の状況までは正確に把握しておりません。

須藤幹事:区内の国立小中学校には、ガイドブックの作成時にお送りしておりますが、毎年はお届けしておりません。ご利用のお申し出があれば、対応させて頂いております。

佐藤委員: 茗荷谷駅周辺では子どもの行動に車いすの方が迷惑しているという話を聞いています。国立、 公立問わず教育に努めてほしいです。傘が目に当たりそうになったり、改札口で突進してきたりとい うことが何度もあります。子どもは年々変わるので、毎年教育の場で伝えてほしいと思っています。

事務局:区民、区民ではない、区立、区立ではないということではなく、ご趣旨の点については関連部門に伝えて取り組みをしていきたいと思います。

諸留委員:学校と家庭どちらの役割かという話題はよくされますが、行動や挨拶については家庭のウエイトが高いと思います。なんでも学校教育といいますが、家庭での教育が重要だと思います。

中村委員代理:半分は賛成、半分は納得できない部分があります。障害当事者として、差別はどうして起こるのかといつも考えています。差別とは、見えない、心の中の問題です。そういったものに対して最も影響を与えているのは教育です。家庭での教育が重要なのはそのとおりですが、学校でできることも大きいと思います。自由を許された社会には競争があります。それはやむを得ないことですが、勝ちと負けが生まれることは避けられません。全ての人が勝てるわけではありませんので、負けた方はどうしても落ち込みます。そうすると、自分より不幸で劣った人に対して優越感を持つことで、自分の危機的状況から逃れようとします。そういう姿の表れの一つが差別だと思っています。ですから差別はなくならないだろうと思います。それでも、そのことにより差別された側が不当な状況に置かれることからは逃れなければいけません。お互い人間なのだと理解し合うことが、差別を乗り越える

方策だと思っています。話し合いや、障害者による正直な告白、そういうことによって、みんな同じ じゃないか、と思えることで、劣等感や優越感から逃れられると思います。

新井委員:道路で自転車が来た時の問題について、狭い道路で学生や一般の人が往来しているとき、自 転車のベルを鳴らされても聴覚障害者はわかりません。わからないことでトラブルが起きることもあ ります。鳴らせばわかると思われてしまうと困ります。

諸留委員:あくまでウエイトの問題であり、学校教育が不要ということではありません。道徳の時間などもあります。

住友委員:心のバリアフリーの色々な意見を伺いました。私も一番重要なことだと思っています。素案では、とても大事なことを文章にしていただいたと思います。この会でも、学校や家庭、人のあり方について意見が出されていて、それぞれ大事なことだと思います。これらをどうやって心のバリアフリーに結び付けていけばいいのかを考えています。健常者だけでなく障害者の側が持っている心のバリアもあると思います。障害者の側からも心を開いていくことも、もっとしていければいいといつも考えています。

井本委員:30ページ、38ページで「出入口」とあります。子どもが増えていることは区の特徴でもあります。「車いす使用者等」、と記載している部分に、ベビーカー利用者という言葉も入れていただけると文京区の姿勢を示すためにもいいのではないかと思います。バスについてもハードだけで対応することは困難だと思います。事業者の側で、混雑する時間帯などをあらかじめ示してもらえると心のバリアフリーにつながると思います。

事務局:1ページで、「高齢者、障害者等」にはベビーカー利用者も含むことを記載しています。意見を 踏まえて、青字表記として、ご指摘のように記載することも検討したいと思います。

神沼委員:私はストーマをつけています。洋式トイレなら使えますが和式だと使えません。和式トイレ を残していることについて、何か利便性があるのか教えてほしいです。

元田委員: 先日ネクスコの人に聞いたところでは、誰も使わない、という意見もある一方、よく使っているというところもあるようです。

三宅委員:高齢者でしゃがむのがつらい人は和式便所を嫌がります。そのため、和式しか空いていないと列が進みません。後ろから、私は和式でいいですからと使っていく人もいます。直接便座に座りたくないという人には和式がいいですが、元気な人しか使えないと思います。洋式と和式の設置の割合が7:3くらいならばよいのではないでしょうか。

事務局:施設管理課で施設整備を担当していましたが、今後の施設整備の場面では7:3の比率で設置することはないと思います。大多数の方が和式ではないという認識でも、ごく少数のニーズがあり、既に整備済みのものをやめる必要があるか、という側面から和式が残っている状況があると思います。すべての人が満足することは困難ですが、共有できることを共有し、はみ出る部分をどうサポートしていくかということが重要です。基準があると、いかにそれを達成するかということだけが大事と捉えられてしまいがちです。心のバリアフリーの記述の背景には、何かを決めてそれをやっていくだけではなくて、それ以外のことをどうみんなで配慮していくかが重要だという思いがあります。

吉田委員: 資料を読んで、駅はすべて整備されており、オストメイト用トイレも設置されていると思っていましたが、それは勘違いだったのでしょうか。

神沼委員:多機能トイレにはオストメイトがありますが、誰かが使っているときは一般トイレを使います。足が悪いので和式は使えず、ストーマを使うにも洋式でないと使えません。

吉田委員:私も普段は洋式を使っています。

長谷部委員代理:ご指摘のとおり、和式と洋式両方を設置しています。他の人が座ったところに座りたくないという人がいるので、和式も設置しています。

元田会長:基本は洋式でしょうか。

長谷部委員代理:そうです。

諸留委員:私はわりと衛生面を気にする方ですが、座るときは拭いて座るし、シビックセンターには便座に敷くためのシートがついています。そういう配慮があれば和式は不要な気がします。

吉田委員: 便房内で、緊急用のベルは片方の壁にしかついていないのが気になります。本当に倒れてしまったら届かない場所にあるように思うので、ボタン位置の工夫が必要です。

事務局:施設設計の場でもいつも議論になる部分です。100%の解答はないと思います。TOTO やINAX では、実際の事故や意見を設計に反映して検討し、特別養護老人ホームなどでの整備に活かしています。全てに対応できないので、左麻痺用、右麻痺用など何パターンか作ることになります。自分に合ったものを選べればいいですが、誰かのために特別に作ったものは他の誰かには使いにくいということになります。標準化した設備の使いにくさを互いに許容して使っていかないといけないというのが実情です。

吉田委員:30 分動きがないと感じたらセンサーが働くなど、そういうことを考えていかないといけない と感じました。

元田会長:トイレを長く使っていると異常が管理者に伝わるという機能はあるようです。

西出副会長: 視覚障害者の方が多機能トイレを使うときに、どこを押せばいいか困ることはないですか。

吉田委員:多機能トイレは広すぎて、少し向きを変えてしまうと、出口がわからなくなることや開閉のボタンの位置が分からなくなることはしょっちゅうあります。最近は、立てば流れることが多いので少し気が楽になりましたが、流れないとボタンを探し、苦労します。

元田会長:51ページに坂道の退避スペースとありますがどういうことでしょうか。

事務局:休憩場所と書くことも想定しましたが、休憩する人にサービスを提供するようなことはできないので、坂で小休止できるようなフラットなたまり空間を確保するということをイメージしています。

元田会長: 具体的にはどうするのでしょうか。

佐久間委員:休憩できる場所があるといいという意見は多くなってきています。区道は狭いところもありますが、椅子を設置出来るような場所には積極的に設置したいと思っています。

諸留委員:休憩出来る場所はバリアフリーとは言えないのではないでしょうか。調べたところ、電動車いすでは8%の勾配くらいまで登れるとのことです。文京区の坂道なら電動車いすで十分登れると思います。車いすをもっと改良すればいいのではないでしょうか。車体の傾きを改善する工夫などができると思います。区としてメーカーなどと提携して予算を取り、取り組めばいいのではないでしょうか。

事務局:電動車いすの性能はどんどん上がっていくと思います。だとしても長く続く坂道に小休止できるスペースがあって困る人はいません。テクノロジーに頼ると、それを持っている人しか便利になりません。スペースがあれば、子どもを乗せた自転車の利用者等も一旦止まれるようになります。歩道に余裕があって、そこに整備すれば、その意図した以上に使ってもらえることがあると思います。

諸留委員:坂はたくさんあるので、すべてクリアすることはできないと思います。

住友委員:私は、以前休憩スペースについて意見を出した立場です。車いすを使っていても介助者が休みたい時もありますし、歩行はできるけど長くは歩けない人もいます。緑が多く景観が良いところにちょっと休憩できる場所があると、特に効果的だと思います。

三宅委員: 高齢者の立場からは、ガードレールなどの一旦つかまれる場所があると少しホッとできます。

何もつかまるところがないと苦労するようです。椅子だけではなくて、少しつかまれる場所を設けることができるとやさしいバリアフリーになると思います。

佐久間委員:坂道の整備の際にはご意見を考慮して検討したいと思います。

元田委員:43 ページから重点整備地区別の方針が示されています。5 地区のうち、3 地区に自転車に関することが記載されていますが、他の 2 地区には書かれていないので、ぜひ入れてほしいと思いますがいかがでしょうか。

事務局: 来年度以降検討する際の優先順位を考えるうえで、自転車通行環境整備に関する実績や予定がある地区で記載をしている状況です。

元田会長:私も下町隣接地域に住んでいますが、本郷通りの自転車はスピードが出ていて怖いと感じます。10年のスパンで検討する中では全地区に入れていいのではないでしょうか。

事務局:記載について前向きに検討したいと思います。

(2) その他

・机上配付資料(心のバリアフリーワークショップについて)事務局より説明

諸留委員:素案の 39 ページの、区の取組の一行目について、「もっとも」の使い方に違和感があるので再検討した方がいいと思います。また、文京総合福祉センターの開設の際、Bーぐるが施設内に停まれるよう検討していたのに入れないことになってしまいました。巻石通りのセンターラインからはみ出てしまうので危険とのことでした。福祉センターの内部には余裕があるので、ガードレールを少し取り除けば問題ないと思います。目白台方面に向かうバス停では横断歩道が遠く、施設利用者が横断歩道ではないところを横断してしまい危険です。巻石通りが渋滞している状態は見たことがありませんし、運転手も丁寧に運転しているし、蒸し返すようで申し訳ないですが、検討していただきたいと思います。

事務局:一点目については、「最も身近に接する」と修正したいと思います。B-ぐるについては私ども も停められたらいいと思って再三検討した結果が今の状況で、現状では難しいということですので、 再チャレンジします、とは言えないことをご理解いただきたいと思います。私たちとしても停めたい という気持ちを持ち続けていますので、何か状況が変わることがあれば検討したいと考えています。

元田会長:私も同様の意見を出したことがありますので、また機会を見て柔軟に考えてもらえればいいと考えています。

西出副会長:車止めのブロックは弱視の方がつまずきそうで危ないという意見があり、東大構内のブロックを除去できた例がありました。そもそも車止めは、車が通ってはいけないところは通らない、というモラルがあれば不要なものだと気付く機会となりました。

吉田委員:車止めにはいつも危険な思いをしています。しっかり高さがあって、面であればぶつかって も痛くないのですが、中途半端な高さのものは置いてほしくないです。

元田会長:緊急車両や住人が通るときにはリモコンで操作して下げられるボラードなどもヨーロッパでは導入が進んでいます。今回の例とは少し違うかもしれませんが、こういう技術が今後普及すれば変わることもあろうかと思います。その他、何かありますか。

事務局: 12 月 1 日から 31 日まで、パブリックコメントを実施します。区報特集号を発行し、新聞折り 込みなどで配布します。委員の皆様にもお気付きの点がありましたらご意見を頂ければと思います。 次回の協議会は1月26日10時から第一委員会室を予定しています。改めてご案内しますが、取り急 ぎ予定をお伝えいたします。

3 閉会

事務局:本日の協議会はこれで終わりとなります。ご議論をありがとうございました。

・元田会長により閉会。

以上